

令和6年度 指定障害福祉サービス事業者等集団指導 【報酬算定に係る留意事項等について】

日中活動系・居住支援系・施設系サービス 編
(療養介護・生活介護・短期入所・施設入所支援・自立訓練(機能訓練)
自立訓練(生活訓練)・就労移行支援・就労定着支援
就労継続支援A型・就労継続支援B型・自立生活援助・共同生活援助)

令和7年2月

明石市福祉局生活支援室障害福祉課

目次

1. 基本報酬の算定について

(1)生活介護	P. 1
---------	------

2. 各種加算について

(1)食事提供体制加算	P. 6
(2)重度障害児・障害者対応支援加算	P. 1 1
(3)通院支援加算	P. 1 2
(4)人員配置体制加算	P. 1 3
(5)目標工賃達成指導員配置加算	P. 1 6
(6)目標工賃達成加算	P. 1 7
(7)地域連携会議実施加算	P. 2 1

目次

1. 基本報酬の算定について

(1)生活介護	P. 1
---------	------

2. 各種加算について

(1)食事提供体制加算	P. 6
(2)重度障害児・障害者対応支援加算	P. 1 1
(3)通院支援加算	P. 1 2
(4)人員配置体制加算	P. 1 3
(5)目標工賃達成指導員配置加算	P. 1 6
(6)目標工賃達成加算	P. 1 7
(7)地域連携会議実施加算	P. 2 1

1. 基本報酬の算定について

(1)生活介護

【 生活介護における支援の実態に応じた報酬の見直し 】

○利用者の支援区分、利用定員及び所要時間に応じた報酬単価を算定すること。

○所要時間による区分については、現に要した時間により算定されるのではなく、生活介護計画に基づいて行われるべき指定生活介護等を行うための標準的な時間に基づき算定される。原則として、送迎に要する時間は含まないものであることに注意。

○生活介護計画に位置付けられた標準的な時間と実際のサービス提供時間が合致しない状況が続く場合には、生活介護計画の見直しを検討すること。

生活介護計画への記載方法

【 例 】

サービス提供時間	4 時間
送迎に係る配慮	1 時間
送迎時の移乗等	3 0 分
障害特性に係る配慮	3 0 分

標準的なサービス提供時間については、合計のサービス提供時間とその内訳がわかるように記載すること。

合計のサービス提供時間 6時間

1. 基本報酬の算定について

(1)生活介護

【 生活介護における支援の実態に応じた報酬の見直し 】

○送迎に係る配慮について

送迎に要する時間が往復3時間以上となる場合は、1時間を生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。

なお、ここでの片道とは、送迎者両党が事業所を出発してから戻ってくるまでに要した時間のことであり、往復は往路（片道）と復路（片道）の送迎に要する時間の合計である。

○送迎時の移乗等について

送迎時に実施した居宅内での介助等（着替え、ベッド・車いすへの移乗、戸締り等）に要する時間は、生活介護計画に位置付けたうえで、1日1時間以内を限度として、生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。

1. 基本報酬の算定について

(1)生活介護

【 生活介護における支援の実態に応じた報酬の見直し 】

○障害特性に係る配慮について

利用時間が短時間（サービス提供時間が6時間未満）にならざるを得ない利用者については、日々のサービス利用前の受入れのための準備やサービス利用後における翌日の受入れのための申し送り事項の整理、主治医への伝達事項の整理などに長時間を要すると見込まれることから、これらに実際に要した時間を、1日2時間以内を限度として生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。

やむを得ない理由については、利用者やその家族の意向等が十分に勘案されたうえで、サービス担当者会議において検討され、サービス等利用計画等に位置付けられていることが前提であること。



○事業所内で実施される個別支援計画作成のための担当者会議や個別支援計画ではないことに注意。

○相談支援事業所が主催するサービス担当者会議において検討されていること。

1. 基本報酬の算定について

(1)生活介護

【 生活介護における支援の実態に応じた報酬の見直し 】

○当日の道路状況や天候、本人の心身の状況など、やむを得ない事情により、その日の所要時間が、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間よりも短くなった場合には、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間に基づき算定して差し支えないこと。

標準的な時間算定の注意点

利用者が定期定例でいく必要がある通院やリハビリ（あらかじめ分かっているものを含む。）については、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間に基づき算定して差し支えない。

ただし、利用者等へ費用面等の説明を行い、利用者等との話し合いのうえで、利用者等が納得していること。

（厚生労働省に確認済み）

目次

1. 基本報酬の算定について

(1)生活介護	P. 1
---------	------

2. 各種加算について

(1)食事提供体制加算	P. 6
(2)重度障害児・障害者対応支援加算	P. 1 1
(3)通院支援加算	P. 1 2
(4)人員配置体制加算	P. 1 3
(5)目標工賃達成指導員配置加算	P. 1 6
(6)目標工賃達成加算	P. 1 7
(7)地域連携会議実施加算	P. 2 1

2. 各種加算について

(1) 食事提供体制加算

【 対象となるサービス種別 】

生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型

○ 従来の要件に加えて、次の①から③までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する。

- ① 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士（以下「管理栄養士等」という。）が食事の提供に係る献立を確認していること。
- ② 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。
- ③ 利用者ごとの体重又は BMI（次の算式により算出した値を言う。以下同じ。）をおおむねね 6 月に 1 回記録していること。

$$\text{BMI} = \text{体重 (kg)} / \text{身長 (m)}^2$$

2. 各種加算について

(1) 食事提供体制加算

① 管理栄養士等について

- 管理栄養士等については、常勤・専従である必要はない。
- 管理栄養士等を直接雇用することが困難な場合には、法人内や法人外部の管理栄養士等が献立の作成や確認を行っている場合でも可能とする。
- 外部に調理業務を委託している場合には、その委託先において管理栄養士等が献立作成や確認に関わっていれば良いものとする。
- 献立の確認については、献立の作成時から関わることを望ましいが、作成された献立表等により、献立の内容を管理栄養士等が確認した場合についても要件を満たすものとする。
- 献立の確認の頻度については、年に1回以上は行うこと。（当該年度に1回以上）

※経過措置（令和6年9月30日まで）※ すでに終了

- 管理栄養士等が献立の内容を確認していない場合においても加算を算定して差し支えないこととする。

2. 各種加算について

(1) 食事提供体制加算

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.5(令和6年8月29日) 問1

Q. 献立に関して具体的に何を確認してもらう必要があるのか。

A. 食事の献立は、利用者の心身の状況（性・年齢、身長・体重、疾病など）、嗜好を考慮するとともに、障害の特性に応じた適切な栄養量の設定及びそれを踏まえた内容の献立（調理の方法含む）である必要がある。

献立の内容確認については、例えば、栄養ケア・ステーション等が、各事業所において設定する給与栄養目標量※を踏まえた献立になっているかどうかを確認するといった方法がある。なお、各事業所において、栄養士を配置していないなどにより給与栄養目標量の設定が困難な場合は、栄養ケア・ステーション等に対し、作成した献立の提供と併せて、給与栄養目標量を設定するために必要な利用者の心身の状況の情報提供を行うことで、栄養ケア・ステーション等はその内容を基に給与栄養目標量の設定と、その内容を踏まえた献立について適切な助言を行うことになる。

また、献立の確認の範囲については、提供する食事の全ての献立を確認することは困難であることから、各事業所において設定している一定期間の献立（サイクルメニュー）を確認してもらうことで足りる。なお、サイクルメニューは、各事業所において定める期間が異なることから、各々の施設の状況を踏まえて対応すること。

※ 給与栄養目標量とは、事業所の利用者の特性を踏まえた適切な食事を提供するに当たって基準となるエネルギー及び各栄養素の目標量のこと。

2. 各種加算について

(1) 食事提供体制加算

② 摂食量について

○ 摂食量の記録に当たっては、目視や自己申告等による方法も可能とする。なお、今後の食事の提供や、支援の方向性に関連するものであるため、できるだけ正確な記録が良いと考えられるが、負担とのバランスを考慮する必要があることに留意すること。

○ 摂食量の記録は、例えば、「完食」、「全体の1/2」、「全体の○割」などといったように記載すること。

○ 摂食量の記録は、提供した日については必ず記録すること。

2. 各種加算について

(1) 食事提供体制加算

③ 体重又はBMIについて

○ おおむねの身長が分かっている場合には、必ずBMIの記録を行うこと。

○ 身体障害者等で身長の測定が困難であり、これまで身長を計測したことがない者、または身長が不明な者については、体重のみの記録で要件を満たすものとする。

○ 利用者自身の意向により、体重を知られたくない場合については、例外的に体重又はBMIを把握せずとも要件を満たすこととして差し支えない。その場合、個別支援記録等において意向の確認を行った旨を記録しなければならない。

○ 体重などは個人情報であることから、個人情報の管理は徹底すること。

2. 各種加算について

(2) 重度障害児・障害者対応支援加算

【 対象となるサービス種別 】

短期入所

○福祉型短期入所サービス費又は共生型短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、区分5若しくは区分6又は障害児支援区分3に該当する利用者の数が指定短期入所事業所等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上である場合に算定可能

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.3(平成30年5月23日) 問9

Q.利用者数はどのように計算すればいいか。

A.当該指定短期入所事業所等の「利用者数」とは、その日の当該指定短期入所事業所等の利用者全員の数を目指す。

2. 各種加算について

(3)通院支援加算

【 対象となるサービス種別 】

施設入所支援

○入所者が病院又は診療所に通院する際に、当該指定障害者支援施設の職員が同行した場合に加算するものであること。

○指定障害者支援施設の昼間実施サービスの時間帯において、入所者に対して実施したものについても加算の対象とする。

2. 各種加算について

(4) 人員配置体制加算

【 対象となるサービス種別 】 共同生活援助

- 指定障害福祉サービス基準の規定により置くべき世話人及び生活支援員（以下「世話人等」という。）の人数に加え、利用者数に応じて、一定数の世話人等を加配した場合に算定できる。
- この算定に当たっては、特定従業者数換算方法によるものとする。

特定従業者数換算方法とは

当該事業所における指定共同生活援助の提供に従事する「指定障害福祉サービス基準の規定により置くべき世話人等」及び「当該加算を算定するに当たり加配すべき世話人等」の勤務延べ時間数を、それぞれ「当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数」に変えて「**40 時間**」で除することにより、当該加算の算定に当たっての従業者数の員数に換算する方法をいう。なお、これらの計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点第2位以下を切り捨てるものとする。

2. 各種加算について

(4) 人員配置体制加算

○体験利用者については算定しない。

○夜間支援等体制加算における夜間支援従事者として勤務する者については、特定従業者数に算入しないこと。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1(令和6年3月29日) 問36

Q.特定従業者数換算方法（週 40 時間で換算）で算出した世話人等を加配することとあるが、例えば常勤時間が週 35 時間と定めている事業所においては、当該加算の必要加配数を算出する際にのみ特定従業者数換算方法を適用するということによいか。指定基準上の人員配置に係る常勤換算の算出時は、これまでどおり週 35 時間で計算するということによいか。

A.貴見のとおり。

2. 各種加算について

(4) 人員配置体制加算

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1(令和6年3月29日) 問37

Q.従来の常勤換算方法では、常勤で雇用される従業者は有給休暇や病休（1月未満に限る）があっても常勤換算数1人として計算していたが、特定従業者数換算方法においては雇用形態を問わずに計算するのか。有給休暇や病休があった場合、そのまま特定従業者数換算数が減る計算になるのか。

A.貴見のとおり。

※ 実際の勤務実態に応じて計算することに注意

2. 各種加算について

(5) 目標工賃達成指導員配置加算

【 対象となるサービス種別 】

就労継続支援B型

- 就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)(6:1)又は(Ⅳ)を算定する指定就労継続支援B型において、目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置。
- 当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が利用者の数を5で除して得た数以上である場合に、加算する。

目標工賃達成指導員とは

工賃目標の達成に向けて、各都道府県において作成される工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成し、当該計画に掲げた工賃目標の達成に向けて積極的に取り組むための指導員をいい、例えば、生産活動収入の向上を目指し、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づく積極的な物品や役務等の受注促進、地域と連携した農福連携等の取組を通じた新たな生産活動領域の開拓、ICT機器等の導入による利用者の生産能力向上等を図るものをいう。

2. 各種加算について

(6) 目標工賃達成加算

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1(令和6年3月29日) 問58

Q. 目標工賃達成加算の具体的な確認方法如何。

A. 具体的には、以下の両要件をともに満たす場合に加算の対象となる。

・ **要件1** : $\textcircled{1} \geq \textcircled{3} + (\textcircled{4} - \textcircled{5})$ となっていること (※ $\textcircled{4} - \textcircled{5}$ が0未満の場合は、0として計算)

・ **要件2** : $\textcircled{2} \geq \textcircled{1}$ となっていること

① 工賃向上計画における工賃目標

② 目標年度の事業所の平均工賃月額 (実績)

③ 目標年度の前年度における事業所の平均工賃月額 (実績)

④ 目標年度の2年度前における全国平均工賃月額

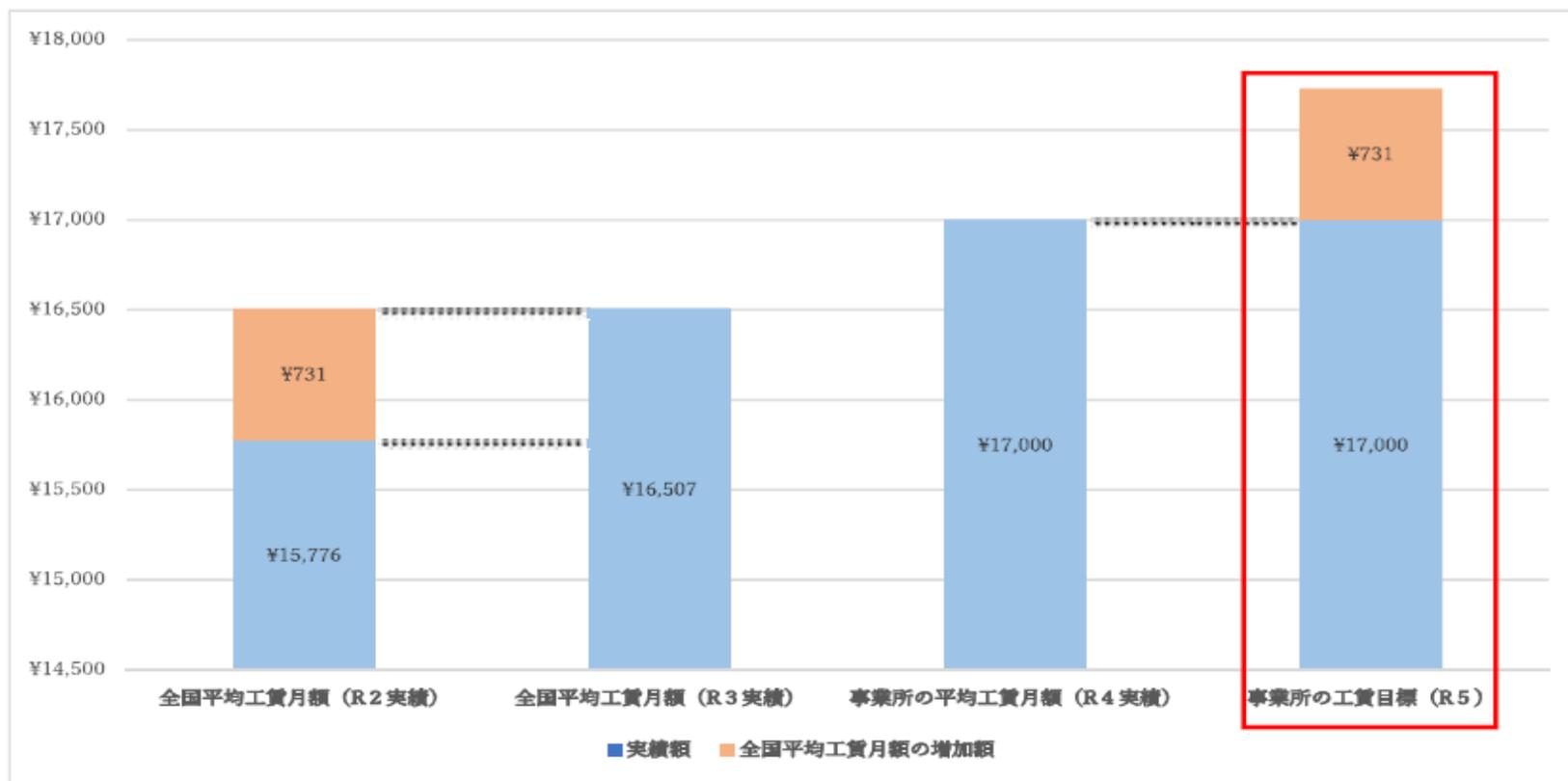
⑤ 目標年度の3年度前における全国平均工賃月額

2. 各種加算について

(6) 目標工賃達成加算

(例1：令和5年度の実績に係る加算を令和6年度に算定する場合)

令和4年度における事業所の平均工賃月額（実績）が17,000円であった場合、17,731円以上の額を工賃目標として立て、当該工賃目標を達成した場合に加算の算定が可能。

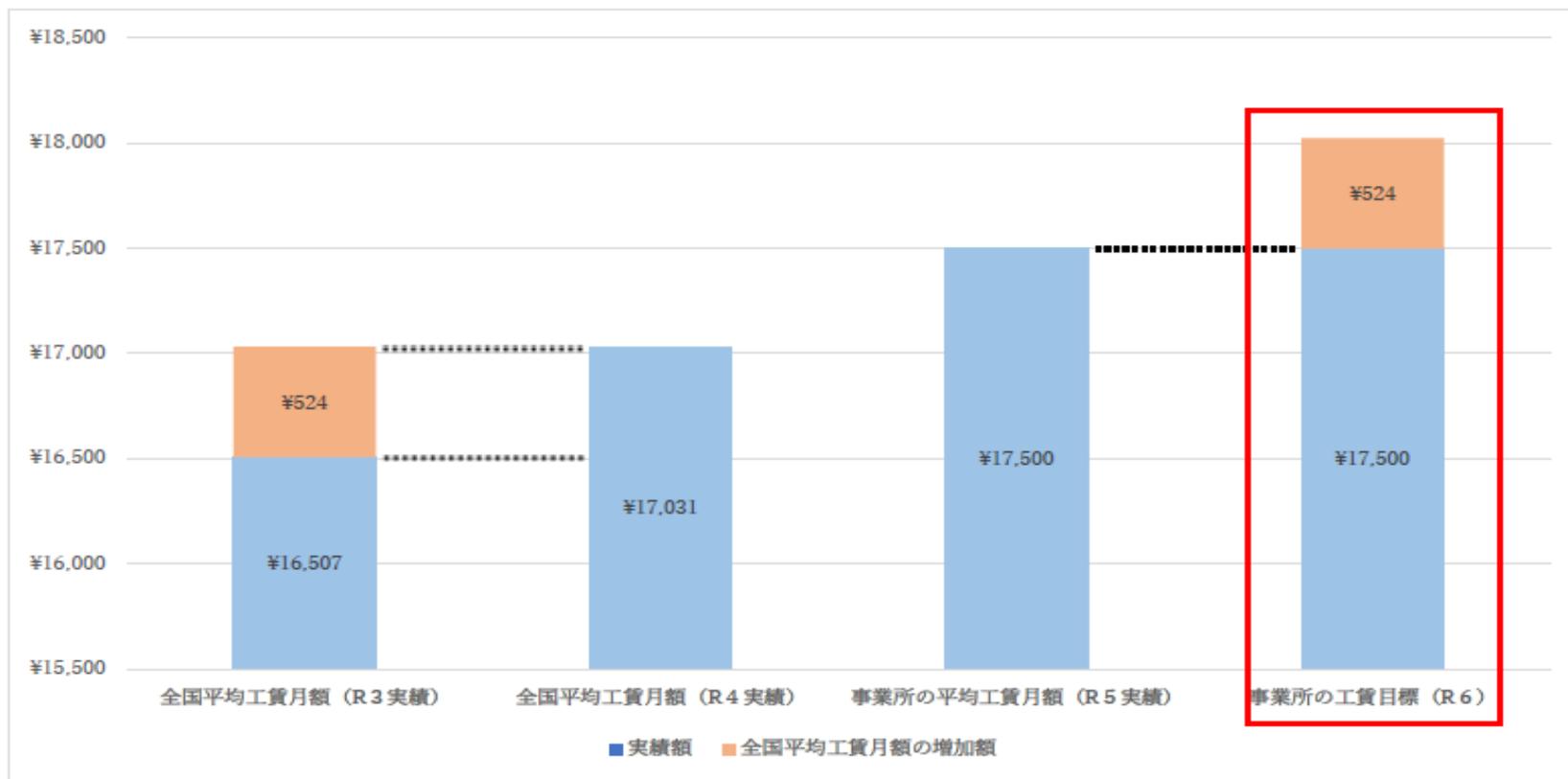


2. 各種加算について

(6) 目標工賃達成加算

(例2：令和6年度の実績に係る加算を令和7年度に算定する場合)

令和5年度における事業所の平均工賃月額（実績）が17,500円であった場合、18,024円以上の額を工賃目標として立て、当該工賃目標を達成した場合に加算の算定が可能。



2. 各種加算について

(7)地域連携会議実施加算

【 対象となるサービス種別 】

就労移行支援 就労定着支援

※ 就労移行支援の要件

地域連携会議実施加算(Ⅰ)

○就労移行支援計画等の作成又は変更にあたって、関係者により構成される会議を開催し、当該指定就労移行支援事業所等のサービス管理責任者が当該就労移行支援計画等の原案の内容及び実施状況について説明を行うと主に、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画等の作成、変更その他必要な便宜の供与について検討を行った場合に、1月に1回、かつ、1年につき4回（(Ⅱ)を算定している場合にあっては、その回数を含む。）を限度として、加算する。

2. 各種加算について

(7)地域連携会議実施加算

※ 就労移行支援の要件

地域連携会議実施加算(II)

○就労移行支援計画等の作成又は変更にあたって、関係者により構成される会議を開催し、当該会議において、当該指定就労移行支援事業所等のサービス管理責任者以外の職業指導員、生活支援員又は就労支援員が当該就労移行支援計画等の原案の内容及び実施状況について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画等の作成、変更その他必要な便宜の供与について検討を行った上で、当該就労移行支援事業所等のサービス管理責任者に対しその結果を共有した場合に、1月に1回、かつ、1年につき4回（(I)を算定している場合にあっては、その回数を含む。）を限度として、加算する。

2. 各種加算について

(7)地域連携会議実施加算

※ 就労定着支援の要件

地域連携会議実施加算(Ⅰ)

○関係機関との連携を図るため、関係機関において障害者の就労支援に従事する者により構成される、利用者に係る就労移行支援計画に関する会議を開催し、当該指定就労定着支援事業所のサービス管理責任者が関係機関との連絡調整を行った場合に、1月に1回、かつ、1年につき4回（(Ⅱ)を算定している場合にあっては、その回数を含む。）を限度として、加算する。

2. 各種加算について

(7)地域連携会議実施加算

※ 就労定着支援の要件

地域連携会議実施加算(II)

○就労定着支援計画の作成または変更にあたって、関係者により構成される会議を開催し、当該会議において、当該指定就労定着支援事業所のサービス管理責任者以外の就労定着支援員が当該就労定着支援計画の原案の内容及び実施状況について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労定着支援計画の作成、変更その他必要な便宜の供与について検討を行った上で、当該指定就労定着支援事業所のサービス管理責任者に対しその結果を共有した場合に、1月に1回、かつ、1年につき4回（(I)を算定している場合にあっては、その回数を含む。）を限度として、加算する。

2. 各種加算について

(7)地域連携会議実施加算

就労移行支援計画に関するケース会議について、下記アを行った場合には地域連携会議実施加算（Ⅰ）と、イを行った場合に地域連携会議加算（Ⅱ）を算定すること。

ア サービス管理責任者がケース会議に出席して就労移行支援計画の原案の内容及び実施状況について説明を行うとともに、関係者に対して専門的な見地からの意見を求め、必要な便宜の供与について検討を行った

イ サービス管理責任者以外の職業指導員、生活支援員又は就労支援員がケース会議に出席して就労移行支援計画の原案の内容及び実施状況について説明を行うとともに、関係者に対して専門的な見地からの意見を求め、必要な便宜の供与について検討を行った上で、サービス管理責任者に対しその結果を共有した場合

※ 就労定着支援については、「移行」を「定着」に読み替えること

2. 各種加算について

(7)地域連携会議実施加算

関係者とは

- ハローワーク
 - 障害者就業・生活支援センター
 - 地域障害者職業センター
 - 特定相談支援事業所
 - 利用者の通院先の医療機関
 - 当該利用者の支給決定を行っている市町村
 - その他障害者の就労支援を実施している企業、団体等
- 就労移行支援であれば**
- 他の就労移行支援事業所
 - 障害者雇用を進める企業
- 就労定着支援であれば**
- 当該利用者が雇用されている事業所
 - 通常の事業所に雇用される以前に利用していた就労移行支援事業所等